

災害時の時間外・休日労働に関する手続き

～緊急の要請に基づく、道路交通の確保のための除雪作業など～

雪害などの災害その他避けることができない事由によって、臨時の必要がある場合、労働基準法第33条に基づく手続き（様式第6号「非常災害等の理由による労働時間延長、休日労働許可申請書・届」の提出）を行うことで、原則の法定労働時間を延長し、又は法定休日に労働させることができます。

この場合、時間外・休日労働に関する協定（36協定）や、時間外・休日労働の上限規制にかかわらず、時間外・休日労働をさせることが可能です。

手続き

労働基準法第33条の適用にあたっては、様式第6号「非常災害等の理由による労働時間延長、休日労働許可申請書・届」を所轄労働基準監督署長に提出することが必要です。

様式第6号は**事前に提出して労働基準監督署長の許可を受けることが必要**ですが、**事態急迫のために事前の許可を受ける暇がない場合には、事後に遅滞なく提出しなければなりません**。

提出は、書面の窓口への持参や郵送のほか、電子申請も可能です。

事前に提出する場合の必要書類

様式第6号「非常災害等の理由による労働時間延長、休日労働許可申請書」のほか、「災害その他避けることができない事由」に該当するかを判断できる資料がある場合は、併せてご提出ください。

（許可基準に該当するかを確認するために追加資料の提出をお願いする場合があります）

事後に提出する場合の必要書類

様式第6号「非常災害等の理由による労働時間延長、休日労働届」を、

時間外労働の場合

- ・時間外労働を行った期間（日数）
- ・時間外労働を行った労働者の実人数
- ・各日の時間外労働時間数
- ・時間外労働を行った労働者の各日の人数

休日労働の場合

- ・休日労働を行った労働者の実人数
- ・休日労働を行った労働者の各日の人数

が分かるように記載してご提出ください（これらを別紙に記載し、添付して提出することも可能です）。

「災害その他避けることができない事由」に該当するかを判断できる資料がある場合は、併せてご提出ください。

（許可基準に該当するかを確認するために追加資料の提出をお願いする場合があります）

「帯広労働基準監督署のお知らせ」ホームページに様式第6号「非常災害等の理由による労働時間延長、休日労働許可申請書・届」の様式、記載例を掲載しています。ダウンロードしてご利用ください。



帯広労働基準監督署からのお知らせ

検索

非常災害等の理由による		労働時間延長	許可申請書
様式第6号 (第13条第2項関係)		休日労働	届
事業の種類	事業の名称	事業の所在地	
建設業	〇〇建設株式会社	帯広市〇〇町〇丁目〇番〇号	
時間延長を必要とする事由		時間延長を行う期間及び延長時間	労働者数
令和〇年〇月〇日からの降雪に関して、緊急の要請に基づき、道路交通の確保のため、除雪作業に臨時に従事させたため		〇月〇日から〇月〇日までの2日間 〇月〇日 6時間 〇月〇日 10時間	5名 (〇月〇日3名、〇月〇日2名)
休日労働を必要とする事由		休日労働を行う年月日	労働者数
令和〇年〇月〇日からの降雪に関して、緊急の要請に基づき、道路交通の確保のため、除雪作業に臨時に従事させたため		〇月〇日、〇月〇日の2日間	5名 (〇月〇日2名、〇月〇日3名)
令和 〇年 〇月 〇日			
使用者			職名 代表取締役
帯広 労働基準監督署長 殿			氏名 労働 次郎
備考 「許可申請書」と「届」のいずれか不要の文字を削ること。			

許可基準・留意点

対象となる時間外・休日労働は、「災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合」に限られます。解釈の明確化を図るため、厚生労働省では許可基準、留意点を示しています。

許可基準 (令和元年6月7日基発0607第1号)

- ・ 単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認めないこと。
- ・ 地震、津波、風水害、**雪害**、爆発、火災等の災害への対応（差し迫った恐れがある場合における事前の対応を含む。）、急病への対応その他の人命又は公益を保護するための必要は認めること。例えば、災害その他避けることのできない事由により被害を受けた電気、ガス、水道等のライフラインや安全な道路交通の早期復旧のための対応、大規模なりコール対応は含まれること。
- ・ 上記基準については、他の事業場からの協力要請に応じる場合においても、人命又は公益の確保のために協力要請に応じる場合や協力要請に応じないことで事業運営が不可能となる場合には、認めること。

留意点 (令和元年6月7日基監発0607第1号)

- ・ 許可基準の「雪害」については、**道路交通の確保等人命又は公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要がある場合が該当**すること。
- ・ 許可基準に定めた事項はあくまでも例示であり、限定列举ではなく、これら以外の事案についても「災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合」となることもあり得ること。例えば、許可基準においては、「他の事業場からの協力要請に応じる場合」について規定しているところであるが、これは、国や地方公共団体からの要請が含まれないことを意味するものではない。そのため、例えば、災害発生時において、国の依頼を受けて避難所避難者へ物資を緊急輸送する業務は対象となるものであること。

よくある質問

【問1】 許可基準の「雪害」とは、どのようなものが当てはまるのでしょうか。

【答1】 「雪害」については、道路交通の確保等人命又は公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要がある場合が該当します。

具体的には、例えば、

- ・ **安全で円滑な道路交通の確保ができないことにより通常の水生活の停滞を招くおそれがあり**、国や地方公共団体等からの要請やあらかじめ定められた条件を満たした場合に除雪を行うこととした契約等に基づき除雪作業を行う場合
- ・ **人命への危険**がある場合に住宅等の除雪を行う場合
- ・ 降雪により**交通等の水生活への重大な影響が予測**される状況において、予防的に対応する場合が含まれます。

【問2】 通勤、通学、通院等の水生活の停滞を防止するため、除雪作業を行う場合に、労働者に時間外・休日労働を行わせる必要があるときは、労働基準法第33条の「災害その他避けることができない事由によって、臨時の必要があるとき」に該当するのでしょうか。

【答2】 除雪については、例えば、**急な降雪によって、通常の水生活の停滞を招くおそれがあり、市町村からの除雪の要請**があるような場合など、**臨時の必要**があり、**人命や公益を保護**するための必要がある場合には、許可等の対象となり得るものとなります。

【問3】 労働基準法第33条に基づく時間外・休日労働に対して、割増賃金の支払いは必要ですか。

【答3】 必要です。

【問4】 労働基準法第33条に基づく時間外・休日労働による健康障害を防止するためには、どのようなことが必要ですか。

【答4】 過重労働による健康障害防止のためには時間外・休日労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等のほか、事業場における健康管理体制の整備、健康診断の実施等の労働者の健康管理に係る措置の徹底が重要です。やむを得ず長時間にわたる時間外、休日労働を行わせた労働者に対しては、医師による面接指導等を実施し、適切な事後措置を講じることが必要です。